平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について (概要:「いじめ」を除く)

三重県教育委員会事務局 生徒指導課

1 調査の趣旨

本調査は、県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における児童生徒の問題行動等の状況について把握し、生徒指導上の取組のより一層の充実と、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に繋げるため、文部科学省の依頼を受けて毎年実施しているものである。

なお、いじめに関する調査項目については、現在、文部科学省が各都道府県に対して再調査を 行っていることから、文部科学省による公表に合わせて、別途、県内の状況を公表する予定であ る。

2 調査について

(1)暴力行為

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む)、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る)、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

なお、本調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、 怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、次の例に掲げ ているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象とすること。

「対教師暴力」の例:教師の胸ぐらをつかんだ。

養護教諭めがけて椅子を投げつけた。

定期的に来校する教育相談員を殴った。

「生徒間暴力」の例:同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った。

高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身

体を壁に押しつけた。

双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我に

は至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。

「対人暴力」の例: 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったり

した。

金品を奪うことを計画し、金品を奪う際、通行人に怪我を負わせた。

学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした。

「器物損壊」の例: トイレのドアを故意に壊した。

補修を要する落書きをした。

学校で飼育している動物を故意に傷つけた。

学校備品(カーテン、掃除用具等)を故意に壊した。

(2) 不登校

この調査の「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること(ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く)をいう。なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合等であるものとする。

「不登校児童生徒数」とは、「平成27年度学校基本調査」において、「理由別長期欠席数」(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数)のうち「不登校」を理由とするものとして報告した児童生徒数と一致するものである。

(3) 高等学校長期欠席

この調査の「理由別長期欠席者数」とは、学校基本調査の小・中学校における「長期欠席者」に準じ、次のとおりとする。

ア 平成26年度間に連続又は断続して30日以上欠席した生徒数をそれぞれ理由別に集計したもの。

- イ 欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ 選び記入する。
 - 「病気」とは、本人の心身の故障等(けがを含む)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。
 - ○「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
 - ○「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、 生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者の数。
 - 「その他」とは、「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

「その他」の具体例

- ・ 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭 の事情から長期欠席している者
- ・ 欠席理由が2つ以上有り(例えば「病気」と「不登校」など)、主たる理由が特定できない者

(4) 高等学校中途退学

調査内容は、平成26年4月1日現在の県立高等学校に在籍する生徒を対象に、平成26年4月から平成27年3月までの1年間の退学者・原級留置者の状況を取りまとめたものである。

「退学者」とは、平成26年度の途中に校長の許可を受けて、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含まない。また、理由の分類に当たって、同一の退学者について複数の理由がある場合には主たる理由による。

3 調査結果の概要

(1)暴力行為

【暴力行為の発生件数 (校種別)】

(単位:件数)

	H22	H23	H24	H25	H26	H26—H25
小学校	54	87	118	174	268	94
中学校	490	564	543	598	525	▲ 73
高等学校	142	134	120	128	113	▲ 15
計	686	785	781	900	906	6

- ・ 平成26年度の暴力行為の発生件数は、906件(前年度比0.7%増)で、内訳は、小学校268件(同54.0%増)、中学校525件(同12.2%減)、高等学校113件(同11.7%減)となっています。
- ・ 形態別では、対教師暴力が194件、生徒間暴力が591件、対人暴力が18件、器物損壊が103件でした。

(2) 不登校

【不登校児童生徒数(校種別)】

(単位:人数)

	H22	H23	H24	H25	H26	H26-H25
小学校	350	353	391	489	456	▲33
中学校	1, 481	1, 453	1, 356	1, 336	1, 447	111
計	1, 831	1,806	1, 747	1,825	1, 903	78

- ・ 平成26年度の小中学校の不登校児童生徒数は、1,903人(前年度比4.3%増)で、内 訳は、小学校456人(同6.7%減)、中学校1,447人(同8.3%増)となっています。
- ・ 小学校で不登校になったきっかけの主な理由として、不安など情緒的混乱168人(前年度比7.0%増)、無気力127人(前年度比9.9%減)となっています。
- ・ 中学校で不登校になったきっかけの主な理由として、無気力487人(9.2%増)、不安な ど情緒的混乱435人(前年度比27.6%増)となっています。

(3) 県立高等学校における長期欠席

【長期欠席者数】

(単位:人数)

	H22	H23	H24	H25	H26	H26-H25
全日制	648	558	597	666	523	▲ 143
定時制	348	419	449	538	394	▲ 144
計	996	977	1,046	1, 204	917	▲287

- ・ 平成26年度の県立高等学校における長期欠席生徒数(年間に30日以上欠席した生徒数)は917人で、平成25年度と比較すると、287人減少しました。全生徒数に対する長期欠席者の割合は2.31%(前年度3.05%)でした。
- ・ 長期欠席のうち「不登校」にあたる生徒数は全日制357人、定時制229人、合計586 人(前年度846人)で、不登校生徒の割合は1.48%(前年度2.15%)でした。

(4) 県立高等学校における中途退学

【中途退学者数】

(単位:人数)

	H22	H23	H24	H25	H26	H26-H25
全日制	430	393	390	396	314	▲82
定時制	211	189	165	164	221	57
計	641	582	555	560	535	▲ 25

・ 平成26年度の県立高等学校における中途退学者の総数は535人で、平成25年度と比較すると、25人減少しました。内訳は、全日制314人(中退率0.83%)、定時制221人(中退率11.3%)となっています。また、不登校生徒の内、中途退学となったのは、全日制85人、定時制16人、合計101人で、割合は17.2%でした。

4 参考資料

別紙による